

企業立地促進助成制度

1.工場等の「建設」に対する助成

	用地取得がある場合 補助項目：①用地取得+②新規雇用+③設備投資	用地取得がない場合 補助項目：②新規雇用+③設備投資
補助要件 (すべて満たす必要がありません)	用地取得1,000㎡以上 (研究所については床面積200㎡以上)	—
	設備投資5,000万円以上(建物を新増築、購入、又は賃借し、かつ機械設備を購入)	
	従業員10人以上で操業 (研究所については研究員5人以上、中山間地域に立地する戦略産業の工場等については従業員5人以上) ただし、市内に事業所がある企業については市内従業員が1人以上増加	従業員10人以上で操業 (研究所については研究員5人以上、中山間地域に立地する戦略産業の工場等については従業員5人以上) 市内に事業所がある企業については市内従業員が1人以上増加
事業着手日 ^{※1} から3年以内(未造成用地取得の場合は5年以内)に業務開始 ^{※2}	事業着手日 ^{※1} から2年以内に業務開始 ^{※2}	

※1 事業着手日：用地取得、工場建設、機械設備に関わるいずれかの契約をした日のうち最も早い日
※2 業務開始：補助対象経費に関わる支払いを全て完了し、補助要件を全て満たすこと

助成内容

補助区分	要件等	補助率・内容	補助限度額	県の補助	
①用地取得	●重点地域(工業地域、工業専用地域、市内工業団地 ^{※1})に用地を取得、かつ設備投資額5億円以上	用地取得費の 20%	10億円 (②新規雇用助成と合わせて)	併用可	
	●戦略産業(海洋・ロジスティクスなど)の工場等 ●成長分野(食品、医療品、医療機器、環境関連産業の製造業)の工場 ●研究所	用地取得費の 15%^{※2}	1.5億円^{※2} (②新規雇用助成と合わせて)		
	上記以外	用地取得費の 10%^{※2}	1億円^{※2} (②新規雇用助成と合わせて)		
②新規雇用	①用地取得のとおり	新規雇用 従業員数× 25万円	①用地取得のとおり		
③設備投資 (建物+機械設備)	●研究所	設備投資額5億円以上	補助対象経費の 3% ※県補助率との合計が10%	併用可	
	●戦略産業の工場等				
	●マザー機能を伴う工場	設備投資額5億円未満	補助対象経費の 7%		併用不可 (市又は県)
	●事業継続計画(BCP)等による移転	設備投資額5億円以上 設備投資額5億円未満			
	●重点地域に用地取得				
●上記以外又は用地取得がない場合	補助対象経費の 3%	3,000万円			

※1 都市計画法に規定する用途地域
※2 内陸フロンティア推進区域内の用地を取得した場合は補助率が5%、補助限度額が5,000万円上乗せになります。

<p>用地取得</p> <ul style="list-style-type: none"> 用地取得とは「用地の売買契約の締結」を指します。 工場建屋付の土地を購入した場合にも、補助の対象となる場合があります。 <p>設備投資</p> <ul style="list-style-type: none"> 機械設備とは、地方税法に規定する償却資産で、固定資産台帳の【機械及び装置】(耐用年数1年以上及び取得価格50万円以上のもの)を指します。 設備投資助成の補助対象となる経費は、建物と建物付属設備のうち生産・事務に関わる部分と新規機械設備(中古機械を含む)の取得費用です。 機械設備のリースによる取得については、補助要件の設備投資金額には含みませんが、補助対象経費には含みません。 <p>新規雇用</p> 従業員とは雇用保険の一般被保険者とし、週30時間未満の勤務時間のパート従業員及び市外在住者は1/2人換算となります。

<p>工場等設置事業補助金交付を受けた場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> H28年度以降に新たに用地取得 設備投資額30億円以上 従業員50人以上 <p>固定資産税相当額[※]を ▶5年間助成</p> <p>(限度額：1年度につき3億円)</p> <p><small>※固定資産税(家屋・償却資産)、都市計画法税(家屋)、事業所税(資産割)を対象科目とします。</small></p>
--

2.事務所等の「賃借」に対する助成

補助区分	補助対象要件		補助内容
	事務所等	その他	
①市内移転	<ul style="list-style-type: none"> 床面積300㎡以上の製造業の工場 床面積25㎡以上の情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業の事務所 床面積25㎡以上のデザイン業、著述・芸術家業、商業写真業、経営コンサルティング業、機械設計業の事務所 加工・組立・梱包を伴う床面積600㎡以上の物流施設 市内公的創業支援施設(SOHUしずおか、清水産業・情報プラザ)から床面積25㎡以上の事務所への拡大移転(※市内移転に限る) 富士山静岡空港関連の事務所(※新規進出に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員1人以上の増加 2年以上の賃貸借契約 概ね1年以上の事業実績 	建物賃借料の 1/2×1年間(限度額200万円)
②市外からの新規進出又は起業	<ul style="list-style-type: none"> 従業員3人以上 2年以上の賃貸借契約 概ね1年以上の事業実績 <small>※起業の場合は、起業から1年経過後に申請となります。</small> 	建物賃借料の 1/2×2年間(限度額400万円) <small>※1年度につき200万円</small>	
③大規模事業所(市外からの新規進出)	<ul style="list-style-type: none"> 床面積1,000㎡以上又は、従業員30人以上の製造業の工場 床面積300㎡以上又は、従業員30人以上のコンタクト(コール)センター 床面積300㎡以上又は、研究員5人以上の自然科学研究所、ソフトウェア業・製造業の研究開発施設 	<ul style="list-style-type: none"> 2年以上の賃貸借契約 概ね1年以上の事業実績 	建物賃借料の 1/2×2年間(限度額1,000万円) <small>※1年度につき500万円</small>

・申請期限は賃貸借契約締結日から1年間です。
・建物賃借料には敷金、礼金、不動産仲介料、保険料、共益費等は含みません。
・従業員とは雇用保険の一般被保険者とし、勤務時間が週30時間未満のパート従業員及び市外在住者は1/2人換算となります。
・事業拡大のために新たな事務所を賃借する場合は、複数回の利用が可能です。

<p>■「クリエイター事務所」に対する助成については、平成29年度から、窓口が変更となりました。</p>	
補助対象要件	補助内容
中心市街地(静岡地区)におけるクリエイター事務所であって、以下を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> 2年以上の賃貸借契約 概ね1年以上の事業実績 静岡市の審査を受けること 	建物賃借料の 1/2×3年間(限度額300万円) <small>※1年度につき100万円</small>
<p>「クリエイター事務所」に対する助成に関するお問い合わせ先 静岡市経済局商工部 産業政策課 新産業係 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話／054-354-2313 FAX／054-354-2132</p>	

3.民間団地開発事業に対する助成

補助対象
 高度化事業による「開発・立地一体型の団地整備」^{※1}を行う協同組合^{※2}

※1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化事業を活用し、用地取得、造成、建物の建設を協同組合が一体的に行う団地整備

※2 中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合

補助要件	補助内容
<ul style="list-style-type: none"> 工場等の用に供する団地であること 事業着手日から5年以内に業務開始^{※1} 	団地内の公共施設 ^{※2} の整備に係る造成工事費の 1/3(限度額5,000万円)

※1 事業着手日：用地取得、工場建設、機械設備に関わるいずれかの契約をした日のうち最も早い日／業務開始：補助対象経費に関わる支払いを全て完了し、補助要件を全て満たすこと

※2 道路、調整地等の団地内における共用部分の施設のうち、市長が必要と認めるもの

4.本社機能移転・拡充に対する助成

補助対象
 地域再生計画^{※1}に基づく特定業務施設(本社機能)^{※2}整備事業を行う企業

※1 静岡県知事あてに、当該事業を開始する前(着工前)に「特定業務施設整備計画」の認定が必要

※2 「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所又は研究所、もしくは研修所(営業所等は含まない)

補助区分	補助率・内容	補助限度額	補助区分	補助率・内容	補助限度額
①用地取得	用地取得費の 10%	合算で 1億円			
②新規雇用・本市転入者	従業員数 ×25万円		②新規雇用	従業員数 ×25万円	
③設備投資(建物+機械設備等)	補助対象経費の 5%	5,000万円	③設備投資(建物+機械設備等)	補助対象経費の 3%	3,000万円
④建物賃借料	建物賃借料の 1/2×2年間	1,000万円 (1年度につき500万円)	④建物賃借料	建物賃借料の 1/2×1年間	200万円

5.「コンタクト(コール)センターの開設」に対する助成

補助対象

- 静岡市にコンタクトセンターを有しない企業が、新たに開設するコンタクトセンター
- 静岡市と「企業立地進出協定」を締結し、協定締結後1年以内に開設するコンタクトセンター
- 事務所に係る賃貸借契約の契約期間が2年以上
- 床面積150㎡以上又は従業員の数が20人以上
- コンタクトセンター業務について、1年以上の事業実績を有すること

※コンタクトセンターとは…電話により顧客対応業務を行うコールセンター等、通信機器等を利用して、オペレーターが顧客からの問い合わせに対し、サービスの提供を行う事業所

補助区分	補助内容	補助限度額
①事務所賃借料	建物賃借料の 1/2×3年間 (敷金・礼金・不動産仲介料・保険料等を除く)	1,500万円 (1年度につき500万円)
②事務所開設経費	事務所開設経費の 1/2×3年間 事務所開設経費 <ul style="list-style-type: none"> 建物改修経費 事務機器・通信機器の購入・賃借料 車・駐車場の賃借料(社用のみ) 採用活動・求人広告に要する経費 	【②と③の合算で】6,000万円 (1年度につき2,000万円)
③新規雇用・本市転入者	従業員数 ×25万円×3年間 (2年目以降は純増分)	

<p>お問い合わせ先</p>	<p>静岡市経済局商工部 産業振興課 企業立地係 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話／054-354-2407 FAX／054-354-2132 URL／http://www.city.shizuoka.jp/ E-mail／sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp</p> <p>静岡市東京事務所 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1 電話／03-3556-0865 FAX／03-3556-0866 E-mail／tokyo@city.shizuoka.lg.jp <small>※首都圏でのご相談は東京事務所まで</small></p>
-----------------------	---